

資料 2

令和 8 年度地域課題分析型人口減少対策支援事業企画運営等業務

業務仕様書

令和 8 年 2 月
盛岡広域振興局

令和8年度地域課題分析型人口減少対策支援企画運営等業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度地域課題分析型人口減少対策支援事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

令和7年度地域課題分析型少子化対策支援事業において、葛巻町及び岩手町の人口減少対策事業を検討したところである。令和8年度は、さらに、人口減少に直面する新規3市町（八幡平市、雫石町及び紫波町）における人口減少対策事業を検討するとともに、令和7年度に検討した葛巻町及び岩手町の事業をブラッシュアップするため支援するものである。

(2) 委託期間及び委託料の上限額

ア 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

イ 委託料の上限額

2,214千円（税込）

※ 本委託事業は、令和8年度当初予算案が成立することを前提に進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となること。よって、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続を変更又は中止することがあること。

2 業務の仕様に関する事項

(1) 業務の概要

国の「少子化対策地域評価ツール」の手法で、県央圏域の市町における人口減少の要因を幅広い視野からの的確に把握・分析し、課題解決に向けて地域の実情に応じた効果的な対応策（仮説）を検討・実践するためのワークショップ等を実施することにより、県央圏域の市町における人口減少対策を支援する。

(2) 令和8年度に新たにワークショップを実施する市町への支援

新たな人口減少対策にチャレンジする意欲のある市町が、地域の実情に合わせた施策を展開できるよう、国の「少子化対策地域評価ツール」（以下、「ツール」という。）の手法で、ツールに掲載されている「客観的指標の分析による地域特性の見える化（STEP2）」、「主観調査による地域特性の把握（STEP3）」、「地域の強み・課題の分析（STEP4）」及び対応策の検討（STEP5）に係るワークショップの企画・運営を実施すること。

※1 「少子化対策地域評価ツール」ダウンロード先（内閣官房・内閣府総合サイト）

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikiapproach/index.html>

※2 事業実施のイメージについては、別紙を参照のこと。

※3 事業実施イメージを踏まえ、ワークショップ各日の構成や進め方については、より効果的な方法があれば自由提案を可とする。

ア 人口減少対策を検討するワークショップの企画・運営

- ① ワークショップは、令和8年9月末までを目途に計4回程度開催すること。
なお、市町との日程調整及び会場の確保は県において行う。
- ② ワークショップの円滑な運営に必要な数のファシリテーターを配置すること。
- ③ ワークショップには、学識的な観点やビジネスの観点から助言等をしてもらう専門家に参加してもらうこと。なお、受託者が前述の観点から助言等を行うことができる場合はこの限りではない。
- ④ ツールを参考に、ワークショップを利用する資料の作成等を行うこと。
- ⑤ ワークショップにおいて把握した地域課題や検討内容等については、ツール等を活用し、整理・集約を行うこと。
- ⑥ ワークショップにおける議論を円滑に行うために、ツールに記載されているワークショップの内容やワークブック等を変更することを認める。

【ワークショップの概要（予定）】

市町別にグループを構成し、盛岡広域振興局職員が参画する。

- ① グループ（市町）数
3市町（八幡平市、零石町、紫波町）
- ② グループの構成
市町職員（概ね3～5人程度）、盛岡広域振興局職員（概ね2～3人程度）
※ 市町別にグループワークを行うことを基本とするが、検討テーマによっては、複数市町が合同でグループワークを実施する場合もあること。
- ③ ワークショップ会場
全てのグループが同一会場でワークショップを実施するもの。
ただし、市町の事情により別会場となる場合もあること。

イ 仮説検証等のための調査の実施

- ① ワークショップでの議論をもとに設定した仮説の検証等を行うため、地域住民等を対象とした調査（インタビュー調査等）を実施すること。
- ② 効果的な調査が実施できるよう、ワークショップにおいて、課題分析の補助や調査方法の提案などを行うこと。なお、インタビュー調査等で使用する会場の確保や調査対象となる住民の選定については、県及び市町において対応するもの。

ウ 事業展開及び実施に向けたフォローアップ

- ① 令和8年度に検討する事業について、必要に応じて政策形成に向けた情報提供や助言等の支援を行うこと。なお、具体的な支援方法や内容について提案すること。

(3) 令和7年度にワークショップを実施した町への支援

ア 対象市町

葛巻町及び岩手町

イ 個別のフォローアップ実施

- ① 令和8年9月末までを目途に、対象市町への訪問等による個別のフォローアップを2回程度実施すること。
- ② 令和7年度検討事業に係る事業化の状況等の振り返り、事業実施に向けた検討、今後の事業展開等の検討を行う。
- ③ 今後の事業展開等に向けた検討の過程で、必要に応じて政策形成に向けた情報提供や助言、支援を行うこと。なお、具体的な支援方法や内容について提案すること。

(4) ワークショップの実施状況等をまとめた報告書の作成

- ① 市町別に、ワークショップ等の実施状況や令和9年度事業等への反映状況を取りまとめた報告書とその概要版を作成し、データにより納品すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進ちょく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

(3) 権利の帰属等

本業務により制作された著作物に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(7) その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者で協議の上、定めることができる。